

年次有給休暇取得促進のための行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 6 月 1 日～平成 32 年 5 月 31 日までの3年間

2. 内容

目標： 年次有給休暇の取得日数を、1 人あたり平均年間 10 日以上とする。

<対策>

- 平成 29 年 6 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 29 年 9 月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成 29 年 12 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成 30 年 3 月～ 年次有給休暇取得状況一覧表や、取得予定表の回覧などによる取得促進のための取組の開始